

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年六月三日奈良県指令建第一〇八一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月十六日建第九八七八号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十一月十六日建第五七一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字西坊城三二七番一、三二七番二、三二七番三、三二七番四、三二七番五、三二七番六、三二七番七、三二七番八、三二七番九及び三二七番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字西坊城三二七番九及び三二七番一〇

水路 大和高田市大字西坊城三二七番八